

ID: 7004

担当部署: 総務課

処分の概要	過料		
法令名 根拠条項	個人情報の保護に関する法律 第180条第3項		
法令番号	平成15年法律第57号		
【基準】 第180条の規定による。 第180条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。 (1) 第30条第2項(第31条第3項において準用する場合を含む。)又は第56条の規定に違反した者 (2) 第51条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 (3) 偽りその他不正の手段により、第85条第3項に規定する開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者			
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 687

担当部署: 総務課

処分の概要	職員団体規約の認証の取消し		
法令名 根拠条項	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律 第8条第1項		
法令番号	昭和53年法律第80号		
【基準】 法第8条第1項の規定による。 (認証の取消し) 第8条 認証機関は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、命令で定めるところにより、第5条の規定による認証を取り消すことができる。 (1) 国家公務員職員団体又は地方公務員職員団体が一般職の国家公務員、裁判所職員又は非現業の一般職の地方公務員が組織する団体又はその連合体でなくなつたとき(混合連合団体となつた場合を除く。)。 (2) 混合連合団体の構成員の総員中一般職の国家公務員の数、裁判所職員の数及び非現業の一般職の地方公務員の数の合計数が過半数を占めなくなつたとき。 (3) 規約に、構成員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とする旨を定めた規定が存しなくなつたとき(団体の活動として規約に定める目的を著しく逸脱する行為等を継続し、又は反覆することにより、構成員の勤務条件の維持改善を図ることを目的としていと認められなくなつたときを含む。)。 (4) その他当該職員団体等が職員団体等でなくなつたとき。 (5) 規約が第5条各号に掲げる要件に該当しないものとなつたとき、又は規約に法令の規定に違反する事項が記載されるに至つたとき。 (6) 当該職員団体等について規約の規定中第5条第2号又は第3号に規定する手続等に係る部分に適合しない事実があつたとき。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 740

担当部署: 総務課

処分の概要	地縁による団体の認可の取消し		
法令名 根拠条項	地方自治法 第260条の2第14項		
法令番号	昭和22年法律第67号		
【基準】 法第260条の2第2項及び第14項の規定による。 第260条の2 2 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。 (1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。 (2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。 (3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。 (4) 規約を定めていること。 14 市町村長は、認可地縁団体が第2項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつたとき、又は不正な手段により第1項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 738

担当部署: 総務課

処分の概要	職員団体の登録取消し、効力停止		
法令名 根拠条項	地方公務員法 第53条第6項		
法令番号	昭和25年法律第261号		
【基準】 法第53条第6項の規定による。その他条例の定めによる。 (職員団体の登録) 第53条第6項 6 登録を受けた職員団体が職員団体でなくなったとき、登録を受けた職員団体について第2項から第4項までの規定に適合しない事実があつたとき、又は登録を受けた職員団体が第9項の規定による届出をしなかつたときは、人事委員会又は公平委員会は、条例で定めるところにより、60日を超えない範囲内で当該職員団体の登録の効力を停止し、又は当該職員団体の登録を取り消すことができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 633

担当部署: 総務課

処分の概要	災害の拡大防止措置の指示		
法令名 根拠条項	災害対策基本法 第59条第1項		
法令番号	昭和36年法律第223号		
【基準】 法第59条第1項の規定による。 (市町村長の事前措置等) 第59条 市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 634

担当部署: 総務課

処分の概要	応急措置業務への従事命令		
法令名 根拠条項	災害対策基本法 第65条第1項		
法令番号	昭和36年法律第223号		
【基準】 法第65条第1項の規定による。 第65条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、当該市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1122

担当部署: 総務課

処分の概要	危険物質等の取扱者の措置命令		
法令名 根拠条項	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第103条第3項		
法令番号	平成16年法律第112号		
【基準】 法第103条第3項の規定による。 (危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止) 第103条 3 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長は、武力攻撃事態等において、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定める区分に応じ、危険物質等の取扱者に対し、次に掲げる措置のうち政令で定めるものを講ずべきことを命ずることができる。 (1) 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限 (2) 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限 (3) 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1123
担当部署: 総務課

処分の概要	武力攻撃災害の拡大防止のための措置の指示		
法令名 根拠条項	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第111条第1項		
法令番号	平成16年法律第112号		
【基準】 法第111条第1項の規定による。 (市町村長の事前措置等) 第111条 市町村長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害が発生した場合においてこれを拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、武力攻撃災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日